

Weekly Report

第218号

平成25年 6月10日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

教育資金に係る非課税制度の対象費用

◆開始から2カ月で申込額が約700億円

今年4月から、祖父母等が孫等に教育資金を一括贈与した場合の非課税制度がスタートしましたが、信託大手4行の申込状況(5月末日時点)では、約1万件の申込みがあり、約700億円で達しています。

同制度は、取扱金融機関で口座開設等を行うことで利用でき、入学金や授業料など学校等に直接支払う費用は1500万円まで、塾や習い事など学校等以外に支払う費用は500万円まで、贈与税が非課税となります(金融機関に領収書等の提出が必要)。

なお、口座契約の終了時点(受贈者が30歳になった場合など)での残額には、贈与税が課税されます。

◆Q&A (対象になる費用、ならない費用)

Q. 領収書等を金融機関に提出していない場合は?

A. 支払事実が確認できない費用は対象外です。

Q. 必要な教材などを業者から購入した場合は?

A. 学校等が配付プリントや学校便りなどで購入を依頼したものは、500万円の非課税対象となります。

Q. 部活動の費用は?

A. 非課税対象となります(小中高校などの場合、学校名の領収書等が出る費用は1500万円の対象)。

Q. 下宿代は?

A. 対象外です。ただし、学校等の寮費については1500万円の非課税対象になります。

Q. 留学による渡航費や滞在費は?

A. 対象外です。

Q. 大学入試センター試験の受験料は?

A. 1500万円の非課税対象になります。

Q. 放課後児童クラブに要する費用は?

A. 500万円の非課税対象になります。

算定基礎届を提出する際の注意点

算定基礎届は、社会保険における標準報酬月額を決定するための手続きです。以下の点などに注意し、7月1日～10日までに提出します。

◎原則7月1日時点の被保険者全員が対象ですが、6月1日以降に資格取得した方などは除きます。

◎4、5、6月に支払われた報酬の平均額により算定しますが、支払基礎日数が17日未満の月は除きます(短時間就労者は取扱いが異なります)。

◎対象となる報酬は、基本給や諸手当など労働の対償として支払われる全てのものですが、年3回以下の賞与は含みません(標準賞与額の対象)。

◎通常の方法で算定が困難または著しく不当になる場合は、修正平均して算定します(保険者算定)。

相続等の土地評価の基準となる路線価

平成25年分の路線価図等は、7月1日から公表され、国税庁ホームページで閲覧できます。

路線価とは路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額で、相続税や贈与税の土地評価の基準となるものです。

土地の評価方法には、路線価を基に計算する路線価方式と、全ての道路に路線価が定められているわけではないため、路線価が定められていない土地については、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算する倍率方式で評価します。